

整理番号	都整一法不ー20
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（ 06-6208-9418 ）
処分課（担当）名	都市整備局市街地整備部区画整理課（事業調整）（ 06-6208-9412 ）
処分の名称	土地区画整理組合の設立認可の取消し
概要	市長は、組合が土地区画整理法第125条第3項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立の認可を受けた者がその認可の公告があった日から1月を経過してもなお総会を招集しない場合には、設立認可を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第125条第4項
処分基準	市長は、違反是正の命令に従わない土地区画整理組合に対して、設立認可を取り消すことの公益上の必要性和その措置に伴う影響とを比較衡量して、設立認可の取り消しが公益に著しい障害を与えないと認められる場合には、設立認可を取り消します。
ホームページ	
備考	